奈良県個人情報保護審議会規則

平成12年3月31日 奈良県規則第67号

(趣旨)

第1条 この規則は、奈良県個人情報保護条例(平成12年3月奈良県条例第32号)第61 条第7項の規定に基づき、奈良県個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)の 組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

- 第2条 審議会に会長を置く。
- 2 会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。 (会議)
- 第3条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、総務部法務文書課において処理する。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年規則第30号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年規則第38号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成30年規則第33号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。